

有害鳥獣(イノシシ)駆除対策に対する補助の増額及び 広域連携の制度化を求める意見書

イノシシの生息域は拡大の一途を辿っており、宮城県内においては丸森町が生息域の北限と言われていましたが、現在では県北部までに広がっています。これらイノシシの生息域の拡大に従い、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知の通りです。また、イノシシの駆除頭数の増により、駆除したイノシシを埋設するための労働力不足及び環境悪化も懸念されます。斯様な状況に対して平成20年10月に宮城県が策定した、現在第二期を迎えている「宮城県イノシシ保護管理計画」を受け、当町においても「鳥獣被害防止計画」を策定しています。

想定を遥かに超えるイノシシの繁殖力の前に被害額の減少に至っていないばかりか、民家の庭先に群れで現れ餌を探すなど、住民の日常生活すらも大きく脅かしており、捕獲数が繁殖数に到底追いついていない状況です。

よって、イノシシ個体数の更なる削減、農産物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及び箱わなの絶対数を増加させなければ効果的且つ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化について

増大著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携をすることが大きな効果をもたらすと思料されることから、自治体間の猟友会が密な情報交換を行い、有機的な連携を取ることの出来る制度の創設と、必要な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

宮城県大河原町議会

提出先

宮城県知事 村井 嘉浩 殿